3　締約者は、第十一条に規定する寄託者に宛てた書面による通報により、追加的な実施機関を指定し、又は実施機関を変更するため、附属書Ａの修正を提案することができる。寄託者は、修正案に係る通報をその他の締約者及びそれらの実施機関に配布する。当該修正案は、寄託者が当該通報を配布した日の後九十日の期間が満了した後に効力を生ずる。ただし、いずれの締約者又は正当に委任を受けた実施機関も、当該九十日の期間内に、当該修正案に反対する旨を寄託者に通報しなかった場合に限る。寄託者がそのような反対の通報を受領した場合には、当該修正案は、効力を生じない。この3に規定する実施機関の追加又は変更は、第十二条9の規定に基づく手続の対象となる改正に当たるものと解してはならない。

第四条　ＧＩＦの管理

1　締約者は、ＧＩＦ憲章が、実施機関又はＧＩＦの活動（この枠組協定に関するものを含む。）のための管理機構を提供するものではないことを認識する。締約者は、ＧＩＦ憲章が、締約者の政治的な決意を示すものではないことを理解する。

2　締約者は、この枠組協定により、政策グループ、専門家グループ及び事務局から成るＧＩＦ管理機構を設立する。政策グループは、各締約者の代表者で構成されるものとし、この枠組協定を実施するための政策を採択する。政策グループは、二千五年の枠組協定の下で開始された協力の継続を容易にするため、この枠組協定に従い、この枠組協定の効力発生の後できる限り速やかに、二千五年の枠組協定の有効期間の満了の時に有効な政策に基づく最初の政策を採択するよう努める。

3　締約者は、この枠組協定の効力発生の後三年間（締約者の全会一致の書面による決定により、一回に限り一年間延長することができる。）、附属書Ｃに掲げる国又は国際機関であってこの枠組協定の締約者となっていないものに対し、次のことを行うよう招請することに合意する。

(a)　当該国又は国際機関の指定された代表者を政策グループの会合及び専門家グループの会合にオブザーバーとして出席させること。

(b)　政策グループが採択する政策に従い、当該国又は国際機関の指定された代表者をＧＩＦのその他の会合にオブザーバーとして出席させること。

第五条　関係する取決め

1　締約者は、二千五年の枠組協定に基づく協力が、附属書Ｂに掲げるシステムに関する取決め、事業に関する取決め及び了解覚書の下で行われてきたことを認識する。締約者は、この枠組協定に定める条件に従い、同様に協力を継続する意図を有する。締約者は、この枠組協定の効力発生の後できる限り速やかに、次のことを行う。

(a)　当該締約者の実施機関が附属書Ｂに掲げるシステムに関する取決め及び事業に関する取決めに基づく新たな取決めに署名するよう努めること並びに適当な場合には、公的及び民間部門の団体が署名された新たな事業に関する取決めに参加することを奨励すること。

(b)　当該締約者の実施機関が附属書Ｂに掲げる了解覚書から脱退するようにすること及び当該締約者によりこれらの了解覚書に署名するものとして指定された機関がこれらの了解覚書から脱退することを奨励すること。

(c)　当該締約者の実施機関が附属書Ｂに掲げる了解覚書に基づく新たな了解覚書に署名するよう努めること及び適当な場合には、(b)に規定する指定された機関が署名された新たな了解覚書に参加することを奨励すること。

2　締約者は、次のことを確保する。

(a)　第四世代システムのそれぞれについて一のシステムに関する取決めのみを行うこと。

(b)　締約者が二以上の実施機関を指定した場合には、いずれのシステムに関する取決めについても、これらの実施機関のうちいずれか一の実施機関のみが署名者となることができること。

3　締約者は、システムに関する取決めが、この枠組協定に合致し、かつ、関係する第四世代システムの実現可能性及び性能を確立するために必要な研究及び開発の作業を計画し、及び実行するための協力の枠組みを設定することを確保する。

4　締約者は、システムに関する取決めが、次の事項について定めることを確保する。

(a)　実施すべき協力

(b)　ＧＩＦの目的を実現するために実施される研究開発活動の管理

(c)　財政上の措置

(d)　財産的価値を有する関連情報の保護、利用及び開示

(e)　この枠組協定に基づく協力の過程で生じ、又は提供される知的財産の適当かつ効果的な保護及び配分並びに知的財産権に係る紛争の解決

5　締約者は、システムに関する取決めが、当該システムに関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを規定することを確保する。

6　締約者は、システムに関する取決めが、関係する第四世代システムの実現可能性及び性能の確立に貢献することを目的とする研究及び開発の事業に関する一又は二以上の事業に関する取決めを通じて実施されることを確保する。

7　締約者は、次のことを確保する。

(a)　実施機関が、事業に関する取決めの署名者となることができること。

(b)　他の公的及び民間部門の団体が、政策グループがその関連する政策に従って行うコンセンサス方式による決定であって関連するシステム運営委員会の勧告を考慮したものにより、事業に関する取決めの署名者となることができること。

8　事業に関する取決めは、少なくとも、作業の範囲、経費の見積り、日程案、事業の管理に関する責任、知的財産権、報告が求められる事項、署名者の脱退及び適当な場合には、附属書Ｃに掲げる国又は国際機関がこの枠組協定の締約者となっていない場合における、当該国又は国際機関の団体であって第十五条2(c)に規定するものとの協力の継続に関する条件について定めるべきである。

9　締約者は、事業に関する取決めが、当該事業が関係するシステムに関する取決め及びこの枠組協定に合致し、かつ、当該システムに関する取決めにより規律されることを確保する。

10　締約者は、システムに関する取決めが、当該システムに関する取決めと事業に関する取決めとが抵触する場合には、当該システムに関する取決めが優先することを規定することを確保する。締約者は、更に、事業に関する取決めが、当該事業が関係するシステムに関する取決め又は当該事業に関する取決めとこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを規定することを確保する。

11　締約者は、了解覚書が、この枠組協定に合致し、かつ、当該了解覚書とこの枠組協定とが抵触する場合には、この枠組協定が優先することを明示することを確保する。

第六条　人、設備及び資材の移動の促進並びにデータの利用

各締約者は、この枠組協定に基づく協力に関し、その国際的な義務及び国内法令により許容される限りにおいて、次のことを行う。

(a)　この枠組協定に基づく協力において用いられる他の締約者の適当な人員、設備及び資材の自らの領域への移動又は自らの領域からの移動を容易にすること。

(b)　この枠組協定に基づき実施される研究及び開発の結果得られる科学的及び技術的データの交換及び利用を容易にすること。

第七条　資源の利用可能性

この枠組協定に基づく各締約者の活動は、利用可能な予算、人員その他の資源の範囲内で行う。

第八条　適用される法令に基づく協力

各締約者は、適用される関係法令に従って、この枠組協定に基づく協力を実施する。

第九条　情報の開示

この枠組協定に基づく協力の結果得られる科学的及び技術的情報については、国家の安全保障上、商業上又は産業上の理由により公衆の利用に供されないものを除き、次のとおりとする。

(a)　通常の経路を通じ、かつ、締約者並びに参加する省庁、機関及び他の団体の通常の手続に従って、世界の科学界の利用に供される。

(b)　各締約者の適用される法令に従って、公衆の利用に供されることができる。